

信仰職制運動史における聖餐論（2）

土肥昭夫

IV

最後に相互聖餐の問題を吟味しよう。これは今日の世界の教会が信仰職制について直面している最も困難な問題の一つである。イエス・キリストにある教会の一致が与えられ、そのキリストが恩恵の手段として信仰者を一つの食卓に招いていたもうにも拘らず、世界の教会がこれに共にあづかることが出来ないのである。これほど矛盾し、また悲惨なことはない。教会分裂が神への反逆である所以はここからも明らかである。

ローザンヌ会議は、聖餐に関する対立した見解が解決されて、完全な相互聖餐に到達することが出来るように願うことだけを記録した⁴⁷⁾。エディンバラ会議も相互聖餐を円満な教会一致に必要であるとし、聖礼典としての聖餐は、すべて教会がその中に普遍的教会のために行われる行為をみとめることが出来るように、秩序づけられるべきであり、そのためにはすべての教会によってみとめられた聖職制がなければならぬことを主張した⁴⁸⁾。

ルンド会議は相互聖餐を集中的にとりあつかった最初の会議である。この問題について準備した神学委員会と会議が如何に紛糾したものであったかは、その報告によって推察される⁴⁹⁾。その会議の報告によれば、聖餐は主キリストのものであるから、それをうけるにふさわしい諸条件をととのえなければならぬ。その中には教理に関する完全な一致、聖職制の相互承認、完全な教会合同をととえるものがある。しかし正教会をのぞいては、WCC に加入した教会は緊急の場合にも自分の教会の聖礼典に他の教会があづかることを拒否するほど厳密なものとして主の晩餐を秩序づけていない。今後この問題を追及するためには4つの点が考えられる。教会が聖餐にあづかるものの条件を考えること、パプ

テスマと聖餐の関係を考えること、教理の一致や聖職制の相互承認を要求する諸教会は特定の場合に陪餐をみとめる聖餐 (Limited Open Communion あるいは Communion by Economy or Dispensation といわれるもの) の妥当性を考えること、相互に陪餐をみとめる (Mutual Open Communion) 教会はさらに可視的な一致の可能性を考えることがそれである⁵⁰⁾。報告はこの他、エキュメニカル集会における聖餐式にふれているが、これは既にのべたので省略しよう。

以上の会議の報告よりもわかるように、世界の教会 (正教会の場合は相互聖餐は考えられないが) は相互聖餐をキリストにある一致の実現として求めるところであるが、それにも拘らずこれが不可能なのは二つの直接的原因がある。一つは聖餐に関する教理の相違であり、もう一つは聖餐を執行する聖職制の対立である。

第一の教理の問題に深い関心を持つのはルーテル系の教会である。彼らのあるものは主の晩餐への交わりが教会の一致の上に立てられ、その一致が福音宣教における合意にあり、聖餐においてはキリストの身体と血がパンと葡萄酒に真に現存することをみとめることにあるとする。したがってこれを教理的にみとめない教会との相互聖餐はあり得ないと主張するのである。その意味で、エヴァンストン大会のとき、Augustana Evangelical Lutheran Church が大会参加者に聖餐への招待を出したとき、キリストの聖餐における真の現存を信じる者にあづかるようによびかけた所以も了解されよう⁵¹⁾。ただしすべてのルーテル系の教会がこのようなゆき方と同じであるかどうかは問題である。たとえば、ニュー・デリー大会で the Lutheran Church in India はそのようなことをふれないで大会参加者に招待を出している⁵²⁾。

しかしながら、さきに指摘したように、今日の信仰職制会議の神学的傾向では、聖餐におけるキリストの真の現存を全く否定する立場は次第に減少して来ている。このような傾向に対して、ルーテル教会の中からも期待がかけられている⁵³⁾。

さらにもう一つの教理上の問題はキリストの犠牲と聖餐の関係である。正教会やあるアングロ・カトリックの人々は聖餐をキリストの一回的な犠牲の延長

とし、教会によって神に捧げられた供物であるとする。そしてそういう立場をとらない教会との相互聖餐に対して反対するのである。しかしこれについても、さきへのべたように、今日の信仰職制会議では、聖餐を単に現存性のない象徴的なものとし、キリストの死を追憶するものとして考えなくなりつつある。このような問題については、さきへのべた方向にもとづいて、さらに今後の研究がつつけられるうちに、事態は明らかになるであろう。

その上、主の現存や犠牲に関する教理的見解の相違は教派間のみならず教派内でも存在する。特にルーテル派や聖公会 (Anglican Communion) の場合はそうである。しかもそれでありながらその中で相互聖餐は成立するのである。相互聖餐の神学委員会はその討論の中で教理上の相違よりも、聖職制の対立の方が決定的な障害となっていることを明らかにした⁵⁴⁾。そこでは聖職制の対立がそのまま教派の対立となり、相互聖餐の否定はその原則の上に立てられるからである。

相互聖餐の決定的障害となっている聖職制の問題にうつろう。聖餐執行の構成を聖職制に求め、聖餐の妥当性 (Validity) を使徒的継承に立つ主教制 (あるいは監督制, 司教制) にみて、そのような聖餐制によらない教会と相互聖餐をみとめない教会がある。彼らにとって主教制は単なる教会組織や管理上の方法というのでなく、教会の本質 (esse) そのものであり、したがって教会の執行する聖餐の基本的条件となるのである。

正教会の場合、聖礼典としての聖餐の妥当性の条件は、彼らの教会法規 (canonicon) にしたがって任命され、設立された聖職者によって教会の定めた儀式にしたがって正当に執行されることである。したがってそれ以外の方法でなされた聖餐の妥当性はみとめられない。かくして彼らは相互聖餐についても決定的に閉鎖的な立場 (Closed Communion) をとる。そこでは自分の教会員が他の教会の聖餐にあづかることも、他の教会員が自分の教会の聖餐にあづかることもみとめない。エヴァンストンやニュー・デリー大会の報告をみると、正教会系の教会は大会参加者が自分の教会の聖餐に出席するように招待しても、あづかるようにはしるしていない。元来彼らは信仰職制における完全な一致の実現の上に成立する一つの教会において一つの聖餐 (the Communion) がある

以上、相互聖餐 (Inter-Communion) はあり得ないとするのである⁵⁵⁾。

聖公会の場合は各教会において多少の立場の相違があり、また保守的なアングロ・カトリックの立場にある人々と進歩的な福音主義者の間には見解の対立もある。しかしきわめて概括的にいえば、次のようになる。聖餐は使徒的継承に立つ主教職による聖職者によって執行されるものが妥当性を持つ。しかしそのことは直ちにそれ以外の聖職制の意味を否定するとか、それ以外の聖職者によって執行された聖餐の有効性 (efficacy) を排除することではない。したがって相互聖餐においては、自分の教会員が使徒的継承に立たぬ聖職制の教会の聖餐にあづかることはみとめられない。しかし主教制によらぬ教会員も特定の場合には、主教制の教会の聖職者が執行する聖餐にあづかること (Limited One-side Open Communion) がみとめられる。そして完全な相互聖餐は教会一致のための手段でなく、目標である、と考えられている。

いわゆる自由教会の伝統に生きる教会は大体それぞれの教会によって任命された聖職者による聖餐の妥当性を相互にみとめている。したがってある教会の聖職者が他の教会で聖餐を執行しその教会員があづかること (Inter-celebration) は教会の聖職制の秩序によってすべての教会の間に直ちにみとめられないが、ある教会員が他の教会の聖餐に相互にあづかること (Mutual Open Communion) はみとめられるのが普通である。このような教会にとって、相互聖餐は教会一致をより完全に実現するための手段と考えられている⁵⁶⁾。

相互聖餐の問題は、さきにものべたように、信仰職制の中で最も解決の困難なものの一つである。しかしその故にこの解決の途がないとするのは、一つのキリストが一つの食卓に招きたまうことへの冒瀆であり、教会一致の具現の可能性を否定することになる。ではどのような解決への方策があるかを信仰職制運動の歴史の中から見出したい。

相互聖餐は聖餐論の一つの展開であるから、前節にあげた聖餐の教理的問題の研究方法がそのまま相互聖餐を解決する方向になるであろう。このような研究がエキュメニカル集会のみならず、各地域の教会において、たゆまずこころみられる必要がある。しかし相互聖餐の問題をとりあげる場合、やはりラウンド会議で出された4つの今後の研究方針の提案が貴重な指示となるであろう。そ

ントリオール会議の報告でも相互聖餐の神学委員会の準備報告とルンド会議のこの問題の報告はなお十分検討されねばならぬことを指摘している⁵⁷⁾。このようなことを考慮しながらいくつかの研究方法をふれておこう。

まず相互聖餐の決定的な障害としての聖職制と聖餐の関係を考えたい。エディンバラ会議報告によれば、聖餐は神がキリストにおいて教会に与えたまうた恩恵の手段であるから、主キリストが御霊をとおして聖餐を全うしたもうのであり、それを執行する聖職の行為はその手段でしかない (only instrumental) という⁵⁸⁾。かくして聖餐における神の秘義が強調されればされる程、そのことが聖職制によって制約されるとみるのが困難となる。そこからある教会が「聖餐に現存するキリストはすべてのキリスト者を食卓に招きたもう。この招きは教会的法規 (ecclesiastical discipline) によって妨げられない⁵⁹⁾」とする見解も生まれてくる。ニュー・デリー大会の教会一致の具体的あり方についての報告でも「イエス・キリストにあって洗礼をうけ、またイエス・キリストを主かつ救主として告白するものが……一つの福音を直べ伝え、一つのパンをさき」ということと「聖職者と会員がすべてによってみとめられる」ということは別の文脈として区別されている。たしかに聖職の任命や設置は神のキリストにおける委託であり、御霊の賜物の附与であるから、単なる社会的集団や機構の問題ではなく、神の恩恵を媒介として立てられたものである。しかしながら聖礼典としての聖餐の秘義とそのような聖職制の相互承認とはその質的意味において相違しないだろうか。聖餐が神の秘義として立てられたが故に、それを執行するように聖職にゆだねられたのであり、聖職の權威を正当づけるために、聖餐がつくられたのではない。してみると、聖餐の秘義がより深く学ばれる中から、これを執行する聖職の權威やその関連における聖餐の妥当性をとらえる方向にすすむべきであり、その逆の方向であってはならない。

このような方向で考えるとき、相互聖餐が教会合同の目的かあるいは手段かというルンド会議での対立はおのづから解消する。聖餐がすぐれて神の秘義であるならば、それは教会合同という事柄の目的にせよ、手段にせよ、方便として利用されるべきものではない。聖餐における神との交わりは教会合同を基礎づけるとともに、それを超越して、今、ここ現存する靈的現実性を持つ。それ

は教会合同によって解消されるものでも、また確立されるものでもないのである。教会一致 (Church Unity) が直ちに教会合同 (Church Union) でないならば、この事はなおさらである。

聖餐と聖職制をこのような方向でとらえるとき、もう一つの問題も解決の手がかりが与えられないだろうか。使徒的継承に立つ主教制を主張し、その上に聖餐の妥当性をみとめ、それ以外の聖職による聖餐にあづかることをみとめないという立場を論理的に徹底すれば、主教制によらない聖餐はなり立たなくなり、そのような教会は真の教会でなくなることになりかねない。しかしながら1950年のトロントにおける WCC の中央委員会の声明では WCC に加入した教会は他の教会を真実の完全な意味で教会とみとめる必要はないが、他の教会に「真の教会の要素」があることをみとめるとする。そしてその要素とは御言の説教、聖書の教え、聖礼典の執行であると説明する⁶⁰⁾。してみると、WCC に加入し、主教制による聖餐の妥当性を要求する教会は、論理的帰結として、このような矛盾を持ちかねない。聖公会の場合、厳格なアングロ・カトリック的立場に立って、主教制を教会の本質 (esse) とみる人々はともかくとして、主教制を教会の全き本質 (plene esse) とみる穩健な立場に立つ人々においてはこのような論理的帰結の矛盾はさげようとしてさけられぬ曖昧さが残る。主教制によらない教会は、彼らによれば、不完全とはいえ、教会であることがみとめられている。したがってその聖餐も否定しない。そうすると L. Hodgson のいうとおり、神が聖餐の恩恵を主教制の教会にも、そうでない教会にも、ひとしく与えたまうたとする見解と使徒的継承に立つ主教制の聖職者による聖餐が妥当性を持つとする見解は矛盾しつつも同時に共存する⁶¹⁾。その背後にはキリストにおいて与えられた一致と今日の教会に現存する不一致が矛盾として共存するからだ、といえる。しかしこの矛盾は矛盾としてはすてておけない。その解決が考えられねばならぬ。キリストにある一致からわれわれの教会の不一致が問われ、克服される、そのように聖餐の秘義からそれを執行する聖職者の權威が明らかにされ、主教制もそうでない聖職制も、聖餐の秘義の故に、意味づける方向がとられないだろうか。さきあげた L. Hodgson の指摘する二つの見解の矛盾も、前者から後者が追及されることが考えられねばならないのではな

かろうか。

次に洗礼と聖餐の関係が考えられねばならぬ。 Lund 会議の提案の一つもそれであった。それは T. F. Torrance が相互聖餐についてのべた警告に注意を促す。彼は教会の革新、したがって聖餐の再検討の權威がバプテスマの終末論的意味よりひき出されることを聖書の証言（マルコ11: 15-18, 27-33, etc）から明らかにし、バプテスマはキリストが自らの体に現実的にくみ入れたもう行為であるから、キリストの体の連続性は歴史的相対性の段階になく、神の連続的行為の中に求められるとする。「したがってキリストにバプテスマされて、彼の復活の体にくみあわされたものたちに聖餐を拒否することは聖なるバプテスマの超越的現実性を否定するか、あるいはキリストの体の中に分派をこころみるか、いずれかである」という⁶²⁾。このはげしい主張が Lund 会議の後にキリストと教会の神学委員会でバプテスマの意味を研究することを促す原因の一つとなったのかも知れぬ。その準備報告書も両者の関係をふれる。そして各人がバプテスマにおいてキリストの体の肢とされる。バプテスマにおいて有効に宣言された新しい契約は聖餐において連続的に確認され、代表される、というのである⁶³⁾。ここに一つのバプテスマにあわれさることにより、一つのパンをさく必然性が神の救済史的経倫の中で明らかにされている。また聖餐の問題は聖職制のみならず、バプテスマの関連で考えられるべきこと、聖餐を執行するもののみならず、聖餐にあづかるものの基本的条件の中から研究されるべきことが考えられよう。その意味で聖餐の問題は教会論とも結びつく。そこで、さきあげたトロント声明の趣旨を再確認しつつ、教会の本質をキリスト論、さらに三一神論の中で把握し、キリストにある一つの教会における一つのバプテスマと一つのパンの意味を実現する方法が共に探索されねばならぬ。

最後に考えられることは、Lund 会議も指摘するように、例外としてみとめられる相互聖餐 (Limited Communion, あるいは Communion by Economy or Dispensation) の問題を基本的に研究することである。このような相互聖餐は、たとえば戦争に関連した危急の状況、臨終の場合、遠隔地に自分の教会があるとき、またエキュメニカル集会のときなどに、他の教会員が自分の教会の聖餐にあづかることをみとめることがあるのさす。このようなケースの中で最も注

目に値するものの一つに南インド教会 (the Church of South India) と英国教会の相互聖餐がある。それは独特なケースであり、しかもかなり持続的なものであるからである。周知のとおり、南インド教会は長老主義と会衆主義の教会が合同してつくった南インド合同教会、聖公会、メソヂスト教会の合同によって1947年に出来たものであり、現在ルーテル教会との合同が促進されている。この教会は現在は歴史的主教制の教会であるが、合同以前に主教制によらない聖職者がおり、彼らは、再接手をうけることなく、主教制による聖職者と対等に合同後三十年間存続することをみとめられている。このような教会に対して英国教会は相互聖餐について数年にわたる審議の末1955年にカンタベリーとヨークの聖職会議 (Convocation) において、合同委員会の報告により、大体次のような決定をした。(1)二つの教会の完全な相互聖餐は南インド教会に主教接手の聖職が完全の一つとなって実現するときにおいてである。(2)南インド教会員は英国に入ったとき英国教会の聖餐にあづかってもよい。(3)彼らが英国に住み、恒久的にその聖餐にあづかろうとするときは、英国教会所定の法規にしたがわねばならぬ。(4)南インド教会の主職、司祭、助祭は英国教会の主職の認可を得て教会で説教してもよい。(5)南インド教会で歴史的主教制の聖職者は、英国教会の主教の認可を得て、教会で聖餐を執行したり、一定の期間各教会での働きをしたり、また植民地条令 (1874年) による認可を得たときには、英国教会の聖職となってもよい。(6)南インド教会で歴史的主教制によらない聖職者で英国教会の聖職となろうとするものは、教会で聖職となる場合の法規にしたがわねばならぬ。(7)英国教会の聖職者は、南インド教会をたずねたとき、その教会の好意で、聖餐を執行してもよい。また英国教会員も、そのようなときに、南インド教会の聖餐にあづかってもよい⁶⁴⁾。

このような聖職会議の決定は南インド教会において歴史的主教制の聖職者とそうでない聖職者を明らかに区別し、後者はそのままの資格では英国教会で聖餐執行をみとめられていない。その限りにおいて主教制の立場はつらぬかれている。しかしそのような聖職者も、主教制の英国教会にふさわしく、主教の認可で説教に招かれることがあることがみとめられている。また南インド教会員が英国を訪れたという特定の場合、聖餐にあづかってもよいし、さらに英国教

会の聖職者や教員が南インド教会の好意で聖餐に関与することがみとめられている。したがって両者の間には不完全な相互聖餐は成立しているのである。原則をふみはずさないで、しかもたくみに特定の場合の処理をなし、さらに忍耐をもって、時をまつという英国人らしい常識的なゆき方がそこに如実にあらわされている。しかし事柄は英国教会の基本的存在にもかかわるだけに、それだけではすまされない。この事柄の可能性の根拠を単に好意 (hospitality) といったことでなく、神学的に明らかにされねばならぬ。それは基本的には、まず英国教会が南インド教会に真の教会の要素をみとめ、したがってその聖職による聖餐 (Celebration でなく Communion) にも真の教会の行為があり得ることをみとめていることになる。さらにいわゆる *Deus non alligatur sacramentis* という、聖礼典に関する従来の共通の命題に立っているともしえよう。しかしそれだけで十分であるだろうか。そこには何か特定の場合の相互聖餐を積極的にうらずけるものがなければならぬ。たとえば、歴史的主教制とそれ以外の聖職制をどのように相関的に関連せしめるのか、といった問題がある。それをどちらか一方に解消するのではなく、しかも一つの立場から他のものに意味を与えてゆく方法である。その意味で1958年のラムベス会議報告が主教制と長老制の関係をとりあげ、長老制をそれ自体としてみないで、共同体的主教制 (Corporate episcopate) の中でとらえ、そこに歴史的主教の継承によって聖別された聖職の性格を求め、そうすることによって、聖公会の立場との相関性を理解しようとする立場は注目してよい⁶⁵⁾。信仰職制史で上のべたような英国教会と南インド教会の関連と相互の努力の意義は大きい。これが各教会が「すべて、それぞれの場で」教会一致を表明し、実現してゆく方法の一つとみられるであろう。

結 語

以上われわれは信仰職制運動の歴史的展開の中で聖餐論がどのようにとりあつかわれて来たかをのべ、この問題に関する一致への努力がどのような方法でこころみられ、またこころみられるべきかについてのべて来た。この他聖餐式の問題が当然考えられるべきであろう。ルンドとモンリオールの世界会議で礼拝論が神学的にも典礼方法の問題として追及されているからである。そして

この礼拝論の中で聖餐式がきわめて重要な位置づけが与えられ、また聖餐式の方法については世界の諸教会の間にさまざまな論議が行なわれている。しかしこの問題は他日を期すことにしたい。ただここで考えたいのは聖餐の問題について意識の低調な日本の教会の現状に関する反省である。

最近各地の教会で礼拝の問題に対して再検討が加えられ、また聖餐式についてもその方法をあらためようとする教会がある。説教と聖礼典の正しい執行を基本的なあり方とするプロテスタント教会が日本においてはあまりにも説教偏重にながれ、そこから合理的、倫理的キリスト教となる危険が指摘されるのは当然であろう。これを克服するためにも、さらにはキリストの恩恵がキリストの体につながる者たちに現実的に生き、かくして教会が福音の生命をもって立ち上るためにも、聖餐は日本のプロテスタント教会を生かす不可欠の要素となるであろう。その意味で日本の教会にとって聖餐の持つ神学的研究が今後より深く検討されていかなければならぬ。その過程の中でこれまでのべて来た世界教会運動における聖餐論の展開に、日本の教会が主体的に参与する位置づけが与えられることになるであろう。

注

- 47) Proceedings of the World Conference, Lausanne, 1927, p.473.
- 48) Report of the Second World Conference on Faith and Order, pp. 29, 21.
- 49) Intercommunion, p. 43, The Third World Conference on Faith and Order, p. 57, etc.
- 50) *ibid.*, pp. 49-57.
- 51) The Evanston Report, The Second Assembly of the World Council of Churches, 1954, SCM, 1955, p. 14
- 52) The New Delhi Report, p. 332.
- 53) たとえば The Ecumenical Committee of the United Evangelical Lutheran Church of Germany (VELKD) が 1960年のローザンヌ、1961年のボセーでの青年たちの集会における教会への批判と要望に応えた声明Ⅲ、(1)-(3)を参照 (The Ecumenical Review, XIV. 1, Oct., 1961, p. 105)
- 54) Intercommunion, pp. 30,43.
- 55) The Third World Conference on Faith and Order, p. 49.
- 56) 各教会の相互聖餐の方法については L. Hodgson, Rules and Customs of Churches Concerning Intercommunion and Open Communion, 1944 (Faith and Order Pamphlets No.99)を参照。

- 57) The Fourth World Conference on Faith and Order, p. 78
- 58) Report of the Second World Conference on Faith and Order, pp. 19, 20
- 59) The Fourth World Conference on Faith and Order, p. 78
- 60) The Church, the Churches, and the World Council of Churches. II (1-5)